

○浜田市行財政改革推進委員会規則

平成17年11月21日

規則第234号

改正 平成26年3月31日規則第14号

平成27年3月31日規則第14号

平成30年4月27日規則第27号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

**第2条** 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第3条** 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(行政評価専門部会)

**第5条** 委員会に、行政評価を行うために、行政評価専門部会を置くことができる。（平30規則27・一部改正）

(関係者の出席等)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、行財政改革推進課において処理する。

(平26規則14・平27規則14・一部改正)

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(裏面あり)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

**附 則**（平成26年3月31日規則第14号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第14号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年4月27日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月27日から施行する。